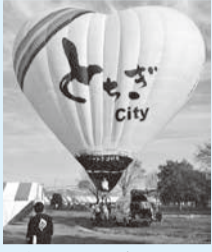


### 熱気球係留スタッフ養成事業 参加者募集

熱気球(バルーン)の係留の技術を学んで、多くの方に遊水地での熱気球の楽しさを伝えてみませんか。市では、多くの方が日常的に気軽に熱気球を楽しめる環境をつくるために、熱気球の技術の習得に参加して下さる方を募集します。

- 日時** 9月から平成29年3月までの土曜または日曜日(10日~15日程度) 7時~12時頃(天候により変更や中止の場合あり)
- 場所** 市内イベント会場
- 対象** 高校生以上65歳以下で、10回以上出席ができ、事業終了後、渡良瀬遊水地をはじめ、市内各所でのバルーンイベントにスタッフとして活動できる方
- 定員** 10人(先着順)
- 参加費** 無料
- 申込み** 9月7日(水)までに遊水地課へ電話申し込み  
○係留とは…熱気球を地上とロープでつなぎ、熱気球が風に乗って飛んで行ってしまわないようにしておくこと。
- ◆問合せ先** 遊水地課 ☎(62)0919



市所有のバルーン「ハートランド号」

### 渡良瀬遊水地

### 「ヨシ細工指導スタッフ養成講座」参加者募集

ヨシの紙すきやミニヨシズなどのヨシ細工の作り方を学んで、渡良瀬遊水地の「恵み」であるヨシを使ったものづくりの楽しさ、守る大切さを伝えてみませんか?市では、ヨシを使った体験学習のボランティアスタッフを養成する講座の参加者を募集します。

- 対象** 講座終了後にヨシ紙作りやミニヨシズづくりのボランティアとして登録し、学校や各種団体などに対し、指導スタッフとして活動できる方(材料、道具は市で用意します)※全7回のうち5回以上出席できる方
- 定員** 5人程度
- 参加費** 無料
- 申込み** 9月14日(水)までに電話にて問合せへ。
- ◆講座メニュー** 毎月第3水曜日(全7回)9時~12時※天候により変更や中止あり  
9月21日(水)開講式、市の取組説明、ヨシ生産業者にて説明  
10月19日(水)ヨシの生育について(現地)、紙すき・ミニヨシズづくり(実技)  
11月16日(水)ヨシ原浄化施設見学(現地)、紙すき・ミニヨシズづくり(実技)  
12月21日(水)ヨシ刈り・皮むき・カット・パルプづくり(現地)  
1月18日(水)植物・野鳥とヨシの関係(講義)、実技(修了証作成)  
2月15日(水)ヨシの実技指導について(講義、実技)  
3月15日(水)修了式
- ◆問合せ先** 遊水地課 ☎(62)0919



ミニヨシズづくりの様子

子育て講座では、保護者の皆さんから「しつけ」について、○厳しすぎ、逆に甘やかしすぎるのではないかな? ○夫と方針が合わない。○親からの口出しがある。○何度言っても言うことをきかないので罰を与えてしまおう、といった悩みがよく聞かれます。

心理学者で幼児の発達に詳しい故岡本夏木教授は、「『躾(しつけ)』とは『仕付け糸の仕付け』が語源」という説に基づき、子どもへのしつけをこの「仕付け糸」に例えています。

「仕付け(しつけ)」というのは、和裁の言葉で、着物を縫う時、本縫いの前に襟などを間違わないできちんと縫うための仮縫いのことです。この時使う糸は「仕付け糸」といって、切れやすい弱い糸を使います。この「仕付け」の段階で手を抜くときれいに仕上がりに

「しつけ」とは、子どものよりよい生活習慣や人とかかわる力、感情や意思を伝える力などを獲得し、自立していくための大まかな道筋を親が示してあげることです。子どもの自由や安心できる場を奪わず、自信をもって生きていけるよう、親が見守ってあげましょう。

◆生涯学習課 ☎(21)2490

Happy 子育て

38

「躾(しつけ)と仕付け糸」

### 相談業務の案内

相談は気軽にどうぞ 相談は無料で、秘密は厳守します。住所が市内の方であれば、どこの窓口でも相談できます。

相談	日時	場所/問合せ先
○市民法律相談(事前に要予約)(弁護士が法的な見解等を助言)	9月9日(金) 10:00~12:00	本庁舎/市民生活課☎(21)2122
	9月14日(水) 10:00~12:00	西方総合支所/西方市民生活課☎(92)0308
	9月15日(木) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	9月23日(金) 10:00~12:00	本庁舎/市民生活課☎(21)2122
	10月7日(金) 10:00~12:00	岩舟健康福祉センター 遊楽々館/岩舟市民生活課☎(55)7763
	10月12日(水) 10:00~12:00	都賀総合支所/都賀市民生活課☎(29)1124
	10月14日(金) 10:00~12:00	本庁舎/市民生活課☎(21)2122
○総合相談(行政・人権・家庭児童・青少年)	9月9日(金)23日(金) 10:00~12:00	本庁舎/市民生活課☎(21)2122
	9月9日(金) 10:00~12:00	本庁舎/市民生活課☎(21)2122
○合同相談(行政・人権・心配・困りごと)	9月13日(火) 9:30~11:30	大平地域福祉センター ふるさとふれあい館/大平市民生活課☎(43)9211
	9月27日(火) 9:30~11:30	社会福祉協議会都賀支所/都賀市民生活課☎(29)1124
	9月20日(火) 13:00~15:00	西方総合支所/西方市民生活課☎(92)0308
○市民相談(日常生活の問題など)	9月8日(木) 13:30~15:30	岩舟健康福祉センター 遊楽々館/岩舟市民生活課☎(55)7763
	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎市民相談室/市民生活課☎(21)2122
○消費生活相談	月~金曜日 9:00~16:00	入舟庁舎/消費生活センター☎(23)8899
○年金相談	9月13日(火) 10:00~12:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
	9月17日(土) 20:00~22:00	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830
○外国人相談	月~金曜日 8:30~17:15	大平隣保館☎(43)6611 ☎0120-46-7830 厚生センター☎(24)2444 人権・男女共同参画課☎(21)2161
	10月12日(水) 10:00~12:00	藤岡公民館/人権・男女共同参画課☎(21)2161
○いじめ相談電話(土・日・祝日・時間外は留守番電話・FAX)	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/青少年育成センター☎(24)0667 FAX(21)2690
	月~金曜日 9:00~17:00	本庁舎/青少年育成センター☎(23)6566 FAX(21)2690
○家庭児童相談(0~17歳の子どもとその家族)	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/家庭児童相談室(子育て支援課内)☎(21)2227
	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/子育て支援課☎(21)2229
○ドメスティック・バイオレンス相談(配偶者等からの暴力)	月~金曜日 9:00~16:00	本庁舎/子育て支援課☎(21)2229
	月~金曜日 8:30~17:15	本庁舎/障がい児者相談支援センター(障がい福祉課内)☎(21)2235、(21)2236、(21)2208
○就労支援相談(事前に要予約)(40歳未満の就労相談)	第1・3月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00	栃木勤労青少年ホーム☎(22)3113
	第1・3土曜日(祝日を除く) 17:00~21:00	
	第2・4月曜日(祝日を除く) 13:00~21:00 第1・3土曜日(祝日を除く) 13:00~16:00	大平勤労青少年ホーム☎(43)5191

### 「食べられるのに捨てられる」「食品ロス」を減らそう

「食品ロス」とは、売れ残りや期限切れの食品、食べ残しなど、まだ食べられるのに捨てられている食品のことをいいます。日本では年間500万トン、800万トンにも上り、日本人1人当たり換算すると、毎日おにぎり約1~2個分を捨てている計算になります。多くの食料を輸入に頼っているが、こうした「もったいない」状況が同時に生じているのです。

食品ロスを減らすためには、私たち一人ひとりが食品ロスについて考え、食べ物を大切に作る小さな行動を積み重ねて行くことが大切です。

【食材を「買過剰」に「使過剰」に「食過剰」に】  
値段が安いからといって食材を買いすぎたり、在庫があるのを忘れて同じ食材を買ってしまうことはありませんか。これは結局使い切れずに食材を腐らせてしまう原因にもなります。買い物前には

食品の在庫を確認し、必要なものだけを買うようにして、買ったものは使い切る・食べ切るようにしましょう。

外食の場合は、注文時に料理のボリュームや食材を確認し、量を少なめにできるか、食べられない食材があれば抜くことができるかとお願ひしてみて、無駄な食べ残しを減らしましょう。

【残った食材は別の料理に活用】  
食べ残しなどを減らすために、料理は食べられる量だけ作るようにしましょう。食べ切れずに残ってしまった場合は冷蔵庫に保存し、早めに食べましょう。中途半端に残った別の料理に活用するなど、食べ切る工夫をしてみましょう。

また、この時期は細菌が原因となる食中毒が多く発生しています。「食品ロス」のことを考えすぎて食中毒にならないように、食中毒予防の3原則である「菌をつけない」「菌を増やさない」「菌を殺す」を守りましょう。

◆問合せ先  
消費生活センター  
(入舟庁舎) ☎(23)8899